

監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

1 重点事項に関する意見

(1) 郵便切手類の受払い及び管理に係る事務処理について

- ① 未発送の印刷済み年賀はがきの残高が受払簿に記載されていないものがあったが、手数料を支払うことで、はがきや切手に交換することができるものであり、受払簿に記載されていないことによる管理上のリスクが懸念されることから、組織的な管理が行われるよう留意されたい。
- ② 財務規則第168号様式の注意書きにおいて、備考欄には購入先及び使用先を簡略に記載することとされているが、購入先及び使用先の記載漏れや記載誤りが51所属（該当所属の27.1%）において確認された。
また、財務規則第246条及び運用通知により受払簿への登載の省略が認められていないものについて、受払簿に登載されていないものがあった。
これまでの定例監査においても同様の誤りが指摘されていることから、受払簿への記載が適切に行われるよう事務処理の改善に取り組まされたい。
- ③ 受払簿は、月ごとに繰り越した郵便切手類の枚数及び金額並びに月計、累計並びに翌月へ繰り越す郵便切手類の枚数及び金額を記載することとされているが、月計や累計の枚数は正しく管理されていても金額の記載に誤りがあるものなど、25所属においてそれらの記載に誤りが確認された。月末には枚数及び残高の確認を行うとともに、グループウェアキャビネットに登録（平成30年6月）されているエクセルファイルの様式を活用するなど、効率的かつ効果的な管理に取り組まされたい。
- ④ 郵便切手類は、物品取扱者又は物品取扱者が指定する物品取扱補助者が管理することとされているが、受払簿の様式においては物品取扱者を記載することとされており、郵便切手類の管理を物品取扱補助者が行っている場合において、物品取扱補助者が明らかにされていないものがあった。（一部の所属においては、物品取扱者の記載とともに、物品取扱補助者も記載して、管理責任の所在を明確にしている所属もあった。）物品取扱補助者が管理している場合には、物品取扱補助者が受払簿に記載されるよう、様式の見直しなどを制度所管課において検討されたい。

(2) 郵便切手類の取扱い及び翌年度への繰り越しについて

- ① 一か月分の料金を翌月に一括払いできる後納郵便の活用を図ったことにより、郵便切手の取扱いを大幅に減らした所属があった一方で、年間100万円を超える郵便切手を使用しているにもかかわらず後納郵便を活用していない所属があっ

た。後納郵便を活用することで、切手の貼付や管理事務を軽減できるほか、盗難や紛失等のリスク回避が図られることから、事務処理の改善に向けて検討されたい。

- ② 郵便切手については、165所属で800万円余が平成30年度へ繰り越されており、そのうち42所属（25.5%）において、平成29年度の払高を上回る残高が翌年度へ繰り越されていた。その中には長期間使用されていないものも含まれていたことから、各所属においては、郵便物に切手を貼らず窓口で郵便料金に相当する郵便切手を納付する料金別納郵便、必要な券面金額の切手への交換、はがきから切手への交換などを検討するとともに、制度所管課においては、郵便切手類を他所属へ保管転換する場合の事務手続を関係所属へ周知するなど、翌年度への繰越額が過大とならないよう取組を進められたい。

2 総括的な意見

今回の監査で明らかとなった不適切な事務処理については、これまでの監査で指摘されている内容と類似したものも多いことから、2020年度からの地方自治法の規定に基づく内部統制の整備、運用及び評価の実施に向けて、これまでの監査等で明らかとなった指摘事項等を踏まえ、事務処理上のリスクの分析と評価、事務事業の実施体制や規程の見直しなど、内部統制の整備及び運用に適切に取り組み、事務事業が経済的、効率的かつ効果的に行われるよう努められたい。